

まとめに代えて

以上原始仏教聖典に記された記事をもとに、原始仏教時代における通商・遊行ルートを設定する作業を進め、前節の最後にわれわれの結論としての地図すなわち【完成地図】（以下【地図】という）を作成した。

したがってこの地図自体が「結論」であって、このほかに記すのは蛇足というほかはないが、最後に釈尊と仏弟子たちの活動範囲をまとめ、「増根資料」について付言しておく。

[1] 釈尊と仏弟子たちの活動範囲

まず釈尊と仏弟子たちの活動範囲と仏教の修行者が行っていない地名について調べてみたい。

[1-1] 「直近2点間資料」によって、比較的辺境にあたり釈尊が足を踏み入れられた形跡の乏しい地名について、釈尊や仏弟子やその他の移動者通商遊行記事があるかどうかを調べて表にしてみた。

「地名」とは比較的辺境にあって釈尊が足を踏み入れられた形跡の乏しい地名であり、「資料No.: 2地点名」とは、その地名を含む【3】に掲げた「直近2点間資料」の2基準地点の地名と資料番号である。

なお「釈尊」「仏弟子」「その他」というのは移動者の種類であり、該当データがあるものは○、ないものには印をつけなかった。もちろん釈尊がおられるところには弟子たちもいたであろうから、釈尊の欄に○がついていて仏弟子のところにも○がついていなくとも、○がついているものとお考えいただきたい。

地名はローマ字のアルファベット順である。

地名	資料No.: 2基準地点名	釈尊	仏弟子	その他
Godhāvārī	41 : Godhāvārī~Patiṭṭhāṇa			○
	42 : Godhāvārī~Sāvattihī			○
Māhissati	73 : Māhissati~Ujjenī			○
	74 : Māhissati~Patiṭṭhāṇa			○
Madhurā	02 : Āḷavi~Madhurā		○	
	69 : Madhurā~Pāvā		○	
	70 : Madhurā~Rājagaha	○		
	71 : Madhurā~Verañjā	○		
	72 : Madhurā~Vesālī		○	
Patiṭṭhāṇa	41 : Godhāvārī~Patiṭṭhāṇa			○

まとめに代えて

	74 : Māhissati~Patiṭṭhāṇa			○
Pāvāpurī	52 : Kapilavatthu~Pāvāpurī 80 : Nālandā~Pāvāpurī		○	○
Puṇṇavaddhana	90 : Puṇṇavaddhana~Sāvattḥī	○		○
Suppāraka	105 : Sāvattḥī~Suppāraka		○	
Takkasilā	20 : Bārāṇasī~Takkasilā 93 : Rājagaha~Takkasilā 98 : Sāketa~Takkasilā 109 : Takkasilā~Ujjenī 110 : Takkasilā~Vesālī			○ ○ ○ ○ ○
Ujjenī	21 : Bārāṇasī~Ujjenī 46 : Kaṇṇakujja~Ujjenī 62 : Kosambī~Ujjenī 73 : Māhissati~Ujjenī 94 : Rājagaha~Ujjenī 99 : Sāketa~Ujjenī 106 : Sāvattḥī~Ujjenī 109 : Takkasilā~Ujjenī 111 : Ujjenī~Vedisa	○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
Vedisa	63 : Kosambī~Vedisa 111 : Ujjenī~Vedisa			○ ○

なお通商遊行データがないために表には入っていないが、地図には仏教中国の外の辺国にある地名で西北インドの Takkasilā に近い位置に Sāgala を示し、アラビア海沿岸に Bhārukaccha を示し、Ganga 河下流には Kajaṅgala を示してある。データがないのになぜ示したかという、これらは仏在処もしくは仏弟子のいたところとされ、【1】において記したようにその位置が明確になっていて各駅停車的なルートをつくるのに有益であると判断したからである。そこでこれらも含めて上の表につけ加えると、

地名	文献名	釈尊	弟子	他
Sāgala	『パーリ律』 「波羅夷 002」 (1) AN.008-001-008 (2)		○ ○	
Bhārukaccha	『パーリ律』 「波羅夷 001」 (3)		○	
Kajaṅgala	MN.152 'Indriyabhāvanā-s.' AN.010-003-028 『雑阿含』 282 (4)	○ ○ ○		

ということになる。ここでは便宜的に上の表を [第 1 表] といい、この表を [第 2 表] と呼ぶことにする。

まとめに代えて

- (1) 『モノグラフ』15号 p.584
- (2) 『モノグラフ』15号 p.585
- (3) 『モノグラフ』15号 p.582
- (4) 以上3経は『モノグラフ』15号 p.595

[1-2] まず [第1表] によれば、釈尊や仏弟子がその地に至ったことがないということを示す「その他」欄だけに○がつけられた地名は *Godhāvārī*、*Māhissati*、*Paṭiṭṭhāṇa*、*Vediśa* と *Takkasilā* である。*Takkasilā* 以外は *Suttanipāta* に記されるヴァーバリン (*Bāvarin*) の16人の弟子たちの遊行経路に含まれ、*Kosambī* からデカン高原部にいたるルートにある地名である。しかしながらこれのすべてが仏教に縁がなかったというわけではなく、*Vediśa* と *Māhissati* の間には *Ujjeni* があり、ここにはマハーカッチャーナ (*Mahākaccāna* 摩訶迦施延) が仏教を伝え、その弟子になったソーナ (*Soṇa Kuṭikaṇṇa*, *Soṇa Koṭikaṇṇa*) が「十衆白四羯磨具足戒」を受けたいのに、それに足るだけの比丘がそろわなかったという因縁で「辺国」では例外的に「五衆白四羯磨具足戒」でよいと定められたという因縁が語るように⁽¹⁾、釈尊在世時代にすでに仏教が伝わっていた。

また【完成地図】には *Māhissati* から分かれて *Bhārukaccha* に行き、そこから *Suppāraka* に行くルートを作っておいたが、この *Suppāraka* にはブンナ (*Puṇṇa*) が仏教を伝えた。

またヴァーバリンの弟子たちも釈尊に会って梵行を修するようになり、このうちのピンギヤ (*Piṅgiya*) はヴァーバリンのもとに帰って師に報告したあと、おそらく死ぬまでそこに住したのであろう⁽²⁾。このように釈尊の時代にデカン高原部の中央辺りまでは仏教が伝わり、比丘も存在したものと考えられる。

また西北インドの *Takkasilā* には「その他」にしか○が付されていないが、[第2表]には *Sāgala* には仏弟子がいたとされている。【完成地図】に見るように *Sāgala* は *Takkasilā* にほど近いから、もし *Sāgala* に仏教が伝えられていたら *Takkasilā* にも伝わっていたと考えよう。

さらに東インドに関しては [第1表] によれば *Puṇṇavaddhana* に釈尊が行かれたことになっている。また [第2表] でもインドの中央部からいうとその手前になる *Kajāṅgala* を仏在処とする経があることを示している。*Puṇṇavaddhana* は *Padma* 河沿いにある町 *Pabna* (北緯 24° 00′、東経 89° 14′ E.) で経度からいうと現在の *Kolkata* (北緯 22° 34′、東経 88° 22′ E.) よりも東である。だからもうベンガル湾にほど近いところであって、したがって東方の奥深くにも釈尊自らが足を踏み入れていたことになる。

とはいいながら「律蔵」の「五衆白四羯磨具足戒」にかかわる中国と辺国の東方の境は『パーリ律』や『十誦律』は *Kajāṅgala* とするが、『根本有部律』の「律蔵」と *Divyāvādāna* は *Puṇṇavaddhana* とする。この境界は【7】「原始仏教聖典に記されたルート②——中国と辺国——」に書いたように仏教の流通範囲からみた中国と辺国の境を表わすのであって、後者は時代的には後にできた文献であるから釈尊の時代よりも後の事情を伝えるのであろう。とするならば釈尊自身が *Kajāṅgala* の境を越えてより深く足を踏み入れていたとは考えにくい。*Puṇṇavaddhana* を仏在処とするのは遅い成立にかかる『増一阿含』030-003⁽³⁾ であって、しかも釈尊や仏弟子たちは神足でもって行ったという神話的なものである。したがって

釈尊自身が足を運んだ東限は *Kajāṅgala* と考えておいたほうがよいであろう。

- (1) 『モノグラフ』第18号 pp.188~196 参照
- (2) 中村元『ブツダのことば』（岩波文庫、1984）p.240 v.1144 参照
- (3) 大正02 p.660 上

[1-3] [第1表] で「釈尊」の欄に○がなく「弟子」のみに○が付されているのは、*Pāvāpurī* と *Suppāraka* のみである。

先にも記しように *Suppāraka* は釈尊が危険だからとブンナの布教を止めたぐらいのところであるから釈尊自身が足をのばされていないことは確実であるが、その手前の *Bhārukaccha*、*Māhissati*、*Vedisa* にも釈尊はもとより仏弟子にも○が付されていない。しかし *Vedisa* と *Māhissati* の中間にある *Ujjeni* には仏弟子はもちろん釈尊にも○が付されている。釈尊に○が付されているのは No.62 の *Kosambī~Ujjeni* という「直近2点間資料」と No.94 の *Rājagaha~Ujjeni* という「直近2点間資料」のなかに釈尊の遊行記事があるからであるが、それを記す文献は『四分律』「菓鞞度」(1) 1つであり、それが「直近2点間資料」として2つに分解されたものである。この遊行経路は王舎城……優禪城……拘睺弥国・瞿師羅園……迦維羅衛国・尼拘律園……舎衛国・祇桓園となっている。

これは王舎城の長者が栴檀で鉢を作らせ、竹竿の先に括りつけて取った者に与えると神通力を六師外道に競わせたがよくこれを取るものがなく、そこで目連がピンドーラ・バーラドヴァージャ (*Piṇḍora-bhāradvāja*) をそそのかしたのでピンドーラが取り、このために釈尊は「在家信者のまゝで神通力を使つてはならない」と定められたとする『パーリ律』「小事鞞度」(2) や『五分律』「雑法」(3)、『十誦律』「雑法」(4)、『鼻奈耶』(5) などに共通するエピソード(6) に関するものであるが、『四分律』のみはこの後外道たちから神通力比べを要求され、前述のような経路で舎衛城まで行って、そこで種々の神通を示されたとする。

この舎衛城神変のエピソードは、このほかにも知られるが、『根本有部律』「雑事」は「次に室羅伐城為人天衆現大神通」(7) とするのみであり、仏伝經典も『仏所行讚』(8) は「時諸外道 見王信敬仏 咸求於大王 与仏決神通 時王白世尊 願從彼所求 仏即默然許 種種諸異見 五通神仙士 悉來詣仏所 仏即現神力 正基坐空中 普放大光明 如日耀朝陽 外道悉降伏 国民普歸宗」とし、*Buddhacarita* (9) も「大地の主たるかの王が〔ブツダを〕拝礼したと知つて他の異教徒たちは、その場で十力〔を具せるブツダ〕に神通の試合を挑んだ。地の守護神〔たる王〕に依頼されたときに、自己を克服せる仙人(ブツダ)は神通を示すことに同意された。かくて牟尼は、明らかで光明を放つ円輪を示し、あたかも諸星を焼き尽くす日の出のように、勇躍して、種々様々の見解をもつ〔異教の〕教師たちを多くの種類の神通をもって降伏された」とするのみである。

後世の仏伝資料 *Jinakālamālī* (10)、*Bigandet* (11) は、例えば *Jinakālamālī* は「ウツラーサールハ星宿に満月が宿るアールサール八月の満月の日に (*Āsāḥapuṇṇamāyaṃ uttarāsāḥanakkhattayoge vattamāne*)、*Sāvattthī* (舎衛城) の城門の近くにある *gaṇḍamba* 樹のもとで二重の神変を行なおうとして、〔そこに〕集まった人々が36由旬の会衆となり、影が長く身を落とす時分、空中に経行処を築いた。そしてそれは、1鉄圍山ほどの長さがあった。世尊は、そこで神変を行なった」とし、*Bigandet* は「タバオング月 (*Tabaong* 二月) の満月の日、世尊は大衆を率いて王舎城を去り、ワチャウ (*Watso*) 月

の上弦の第七日に舎衛城の国に入り給うた。……仏陀は……群衆の前で、今こそ神通を顕わす時であると思召してその空中道へ飛び上っていろいろの神通を顕わし給うた」として、王舎城から舎衛城に直通されたとしている。

このように『四分律』の対応文献にも、「舎衛城の神変」を伝える文献にも釈尊が上記のようなルートをとって舎衛城に行ったとするものはない。『四分律』では優禅城の王を波羅殊提としており⁽¹²⁾、釈尊当時のアヴァンティ国の国王はチャンダパッジョータ (P.: Caṇḍapajjota, Skt.: Caṇḍapradhyota) であるからこれに相応するであろう。したがって『四分律』自身は上記のようなルートをとって釈尊は王舎城から舎衛城へ行ったという伝承をもっていたのであろうが、これは『四分律』にしかない特殊な伝承であるからこのデータは信頼できない。したがって釈尊自身は Ujjeni には行かれたことがないと結論づけてよいであろう。

とするならば釈尊の活動範囲は【完成地図】-②に示したような Puṇṇavaddhana を除く仏教中国の範囲にとどまったと考えてよいであろう。釈尊が Madhurā に行かれたかどうかの問題であるが、われわれは行かれたことがあると考えていることはすでに述べた⁽¹³⁾。

そして仏弟子たちが活動した範囲は【完成地図】-①にルートを示した全域にわたるといふことになる。

- (1) 大正 22 p.946 中
- (2) vol. II p.110
- (3) 大正 22 p.170 上
- (4) 大正 23 pp.268 下~269 中
- (5) 大正 24 p.877 中
- (6) 『モノグラフ』第 14 号 pp.209~210 参照
- (7) 大正 24 p.399 下
- (8) 大正 04 p.039 下
- (9) 『モノグラフ』第 3 号 p.178
- (10) p.033, 畑中 p.147
- (11) vol. I p.216, 赤沼 p.270
- (12) 大正 22 p.947 下
- (13) 『モノグラフ』第 18 号に掲載した【論文 18】「サンガと律蔵諸規定の形成過程」pp.219~220 を参照されたい。

[2] 原始仏教時代のタイム・スパン

この論文は題目を「原始仏教時代における通商・遊行ルート」としている。ここで「原始仏教時代」というのは原始仏教聖典（研究チームがいうところの A 文献）に見られる通商・遊行ルートという意味で使っているにすぎないが、厳密に言えば原始仏教時代とはどのくらいの時代的なタイム・スパンを含めているのかということが問題となる。

確かに一言で原始仏教聖典といっても文献によってその成立の過程や時期は様々であり、かなり早い時代、それこそ釈尊の生存した時代の情報を伝えている文献もあるし、一方では釈尊入滅後 100 年も 200 年も経過した時代の情報を伝えると思われる文献もあると考えられる。「直近 2 点間資料」では遅い時代のことが反映されているかもしれないということで

『増一阿含』と『根本有部律』にしか現われない資料は「増根資料」として第一義的には信頼しないという態度をとったのは、そうした資料観によったものである。

こうした資料観によってデータを整理したのであるから、「増根資料」のいう情報にはどういう特徴があるかを調べておこう。

[2-1] 「直近2点間資料」から「増根資料」、すなわち『増一阿含』『根本有部律』にしか現われない資料を抜き出してみると次のようになる。後の検討に便なるように、これらが『増一阿含』と『根本有部律』のどちらであるか、そしてそれが「飛行機資料」（飛）であるか、「1件資料」（1件）であるかも記しておいた。『増一阿含』は「増」、『根本有部律』は「根」と記した。

- No.11 Bārāṇasī~Kaṇṇakujja : 「根」（飛/1件）
12 Bārāṇasī~Kapilavatthu : 「根」（飛/1件）
18 Bārāṇasī~Sāketa : 「根」（1件）
20 Bārāṇasī~Takkasilā : 「根」（飛）
34 Campā~Sāvattī : 「根」（飛/1件）
37 Devadaha~Kapilavatthu : 「根」
38 Devadaha~Lumbinī : 「根」
44 Kaṇṇakujja~Rājagaha : 「根」（飛/1件）
46 Kaṇṇakujja~Ujjeni : 「根」（飛）
50 Kapilavatthu~Lumbinī : 「根」
54 Kapilavatthu~Saṅkassa : 「増」（飛/1件）
56 Kapilavatthu~Uruvelā : 「増」「根」（飛）
70 Madhurā~Rājagaha : 「根」（飛/1件）
76 Mithilā~Pāvā : 「根」（1件）
78 Mithilā~Vesālī : 「根」（1件）
83 Pāṭaligāma~Saṅkassa : 「根」（飛/1件）
90 Puṇṇavaddhana~Sāvattī : 「増」（飛）
91 Rājagaha~Saṅkassa : 「増」（飛/1件）
100 Sāketa~Verañjā : 「根」（飛/1件）
109 Takkasilā~Ujjeni : 「根」（飛）
110 Takkasilā~Vesālī : 「根」（飛/1件）

[2-2] このうちこの「増根資料」にしか現われない基準地点はNo.90のPuṇṇavaddhanaだけで、文献は『増一阿含』である。そのほかの地名は他の原始仏教聖典にも見いだされる。

前項にも書いたように、Puṇṇavaddhanaは『根本有部律』系の律蔵とこれを系統を同じくするDivyāvadānaが中国と東の辺国の境界とするが、『パーリ律』や『十誦律』はこれをKajāṅgalaとするから、これは釈尊時代よりも後の情報であると考えられる。『増一阿含』の情報も信じるべきではないことも先に記した。しかしこれは仏教の伝播範囲が時代が下るにしたがって拡大したという貴重なデータと考えることもできる。

[2-3] 先に示した『増一阿含』『根本有部律』にしか現われない「直近2点間資料」の

一覧リストから次のようなことがわかる。

第1に、このリストには「飛行機ルート」が多いということである。ここには21の資料を挙げたが、そのうちの15資料が「飛行機ルート」であって、71%がこれに相当する。この「飛行機ルート」は単に各駅停車を飛ばしたというだけではなく、Bārāṇasī～Kaṇṇakujja や Bārāṇasī～Kapilavatthu をはじめとして非現実的で観念的、空想的記事に含まれることが多く、神通力によると明示しているものは参考データとして本稿執筆の材料とはしていないが、むしろこれに近いといってよいであろう。

第2に、「増根資料」とはいいながら、実はこのほとんどが『根本有部律』データであるということである。客観的な表現をすれば『根本有部律』には特異な情報が含まれるということになるが、批判的にいえば『根本有部律』情報はあまり信頼できないということになる。その典型例は基礎データの[2-⑦]-45『根本有部律』「波逸底迦082」である。

以上からすると、われわれは通商・遊行ルートを『増一阿含』『根本有部律』にしかないものを「増根資料」として別扱いにしたのであるが、『増一阿含』はともかく、『根本有部律』についてはこの扱いは正しかったといえるであろう。